お客さま各位

法人間の外国送金の資金をだまし取る詐欺にご注意ください

日頃より埼玉縣信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

法人のお客さまと海外のお取引先や親会社・関連会社(以下、「外国法人」といいます)との取引で、送金口座情報の連絡を電子メールにより行う際、送金前に別口座等を指定する偽メールにだまされ、資金が回収できない被害が発生しています。

法人のお客さまにおかれましては、次のような対策をご実施ください。

発生している事案

- 1. 取引相手の外国法人になりすまして、変更された送金指示や請求書が電子メールにて送信される。指示に基づき外国送金を行った結果、送金した資金が詐取された。
- 2. お客さまの外国に所在する関係会社のCEO等、上層幹部になりすまして、お客さまの会計担当者に送られた電子メールの指示に従って外国送金を行った結果、送金した資金が詐取された。
- 3. お客さまが外国法人に送信した電子メールの指示口座または添付請求書が改ざんされ、お客さまの指示口座とは異なる口座に相手が送金してしまい、受領すべき資金が詐取された。

対策事例

- 1. 送金前に電子メールとは異なる手段(電話やFAX等)で事実確認をする。
 - 以下のような通常の請求・支払慣行と異なる対応を求められた場合は、外国法人に対して、 送金前に電子メールとは異なる手段(電話やFAX等)で事実の確認を行う。
 - ・外国法人から送金先口座を変更する旨の電子メールを受信した
 - ・外国法人の正規ではないメールアドレスから送金依頼を受信した
 - ・至急扱い・極秘扱いの送金依頼メールを受信した など
- 2. パソコンのセキュリティ対策をする。

送金取引やその連絡に利用しているパソコンのセキュリティ対策を行う。

また、外国法人と送金依頼の電子メールを送受信する際には、平文(暗号化されていないデータ)ではなく暗号化した添付ファイルを用いる、電子署名を付すなど、より安全性の高い方法で行う。

以上

お問い合わせ先

埼玉縣信用金庫 資金証券国際部 国際業務グループ

電話 048-526-7559

受付時間 平日9:00~17:00(当金庫休業日を除く)